

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 事務組織(第3条―第20条)</p> <p>第3章 所掌事務(第21条―第35条)</p> <p>第4章 雑則(第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 事務組織 (コンプライアンス推進室)</p> <p>第4条 本学に、コンプライアンス推進室を置く。</p> <p>2 コンプライアンス推進室に、コンプライアンス推進室長を置く。</p> <p>3 コンプライアンス推進室長は、学長の命を受け、コンプライアンス推進室の事務を処理する。</p> <p>第3章 所掌事務 (コンプライアンス推進室)</p> <p>第22条 コンプライアンス推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) コンプライアンス推進の事務に関し、<u>企画・立案し、調整し、及び実施</u>すること。</p> <p>(2) コンプライアンス事案の事務に関し、連絡調整すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 事務組織(第3条―第20条)</p> <p>第3章 所掌事務(第21条―第35条)</p> <p>第4章 雑則(第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 事務組織 (コンプライアンス推進室)</p> <p>第4条 本学に、コンプライアンス推進室を置く。</p> <p>2 コンプライアンス推進室に、コンプライアンス推進室長を置く。</p> <p>3 コンプライアンス推進室長は、学長の命を受け、コンプライアンス推進室の事務を処理する。</p> <p>第3章 所掌事務 (コンプライアンス推進室)</p> <p>第22条 コンプライアンス推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) コンプライアンス推進本部の事務に関し、<u>総括し、連絡し、及び調整</u>すること。</p> <p>(削る)</p>	

(新設)	<u>(2) コンプライアンス推進計画の策定及び実施に関すること。</u>	
(新設)	<u>(3) コンプライアンスに関する点検の実施に関すること。</u>	
(新設)	<u>(4) コンプライアンス教育の実施に関すること。</u>	
(新設)	<u>(5) コンプライアンス事案の事務に関し、連絡調整すること。</u>	
(新設)	<u>(6) コンプライアンス事案の再発防止策の検討、周知及び検証に関すること。</u>	
(新設)	<u>(7) コンプライアンスに係る情報収集・発信に関すること。</u>	
(新設)	<u>(8) その他コンプライアンスに関すること。</u>	

附 則(平成 28 年 10 月 17 日規程第 41 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。